

4. LPガスWGにおける料金透明化に係る検討事項

【1】電力・都市ガスの小売自由化によるエネルギー競争環境下に備えたLPガス小売取引の適正化への対応

(1) **消費者から選択されるための料金透明化（契約前における料金透明化）**

①ホームページ等を活用した標準的料金メニューの公表の加速化

(2) **契約時**における料金透明化

②賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるLPガス料金の透明化の促進

③液石法第14条書面交付時の透明化の促進

(3) **契約後**の消費者に対する料金透明化

④LPガス料金値上げ時の透明化の促進

⑤LPガス料金請求時における料金の透明化の促進

⑥LPガス販売事業者による消費者からの料金照会及び苦情・相談への対応の促進

(4) **契約終了時**（LPガス販売事業者切り替え時）における料金トラブルの防止

⑦1週間ルール濫用の発生により発生している旧LPガス販売事業者と消費者との間の料金精算トラブルの防止

(参考) LPガスWGにおける料金透明化以外の検討事項

【2】エネルギー競争環境下に備えたLPガスの新たな需要創出のための流通環境の整備に向けた対応

(1) FRP容器普及のための取組方針

5. LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置

LPガスWG報告で示された対応の基本的な方向性及びパブリックコメントの結果を踏まえて、国（資源エネルギー庁）として以下の措置を講じる。

- (1) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（液石法省令）の一部改正
- (2) 「液石法省令の運用及び解釈の基準について」（運用・解釈通達）の一部改正
- (3) 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（取引適正化ガイドライン）の制定

取引適正化ガイドラインは、**LPガスが今後とも一般消費者等から選択されるエネルギーとなるために、液石法等の関係法令の遵守に加えて、LPガス販売事業者が取り組むべき事項**をまとめたもの。

これにより、一般消費者等の保護の充実、一般消費者等が安心してLPガスの供給を受けられる環境を整備するとともに、LPガス販売事業者の健全な発展に資することを目的とする。

取引適正化ガイドラインは、今後の取引の実態や一般消費者等との取引を巡るトラブルの発生状況等を踏まえつつ、適時適切に見直しを行う。

(1) ホームページ等を活用した標準的料金メニューの公表の加速化

課題

- 本来、消費者は各地域のLPガス販売事業者の中から、料金等を比較考量して事業者を自由に選択することができるはずであるが、**LPガス料金を公表している事業者はごく僅か**。このため、**消費者の選択が制限**され、それによる**競争が働きにくい状況**となっている。このことは、**LPガス料金の高止まりや不透明性を指摘される要因の一つ**となっている。

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置

標準的な料金メニュー等を公表する必要があることを、**取引適正化ガイドライン**で明示

<標準的な料金メニュー等の公表>

- 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等が料金水準の適切性を判断しやすくなるよう、自社の**標準的な料金メニュー**（例えば、液化石油ガスの一定使用量ごとに発生する料金や使用量に係わらず発生する基本的な料金等）及び**一般消費者等による平均的な使用量に応じた月額料金例**（以下「標準的な料金メニュー等」という。）を公表する必要がある。
- 標準的な料金メニュー等の公表は、不特定多数の一般消費者等が自由に閲覧できるよう、**自社のホームページを有する者は当該ホームページに、それ以外の者は店頭の見えやすい場所に掲示する**などの方法により行う必要がある。
- なお、**既存の料金体系が多数あることにより、これを集約した上でなければ標準的な料金メニューの公表を行うことができないとする液化石油ガス販売事業者**は、料金体系を集約化するまでの間、一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を選択する際の参考となるよう、**平均的な使用量に応じた月額料金例等を公表**することでもよいこととするが、この場合であっても、**早急（本指針制定後原則1年以内）に標準的な料金メニュー等を公表**する必要がある。
- また、実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要である。

(2) 賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるLPガス料金の透明化の促進 (1 / 2)

課題

- 通常、消費者は、LPガス販売事業者と供給契約を締結する際には、LPガス料金等に関する事項に合意した上で、契約締結の判断を行う。
- 他方、**アパート等の賃貸型集合住宅に入居する消費者は**、当該集合住宅に入居した後のガス開栓時に、**不動産を所有又は管理するオーナーや不動産管理事業者（以下「オーナー等」）が、あらかじめ選択したLPガス販売事業者と供給契約を締結**することが一般的。
- **アパート等の賃貸型集合住宅に入居する消費者は**、供給契約締結時に料金等に関する事項に納得できない場合でも、LPガスを利用するためには、**不動産オーナー等が予め選択した販売事業者との契約締結を余儀なくされ**、また、**オーナー等の同意を得ずに事後的に事業者を切り替えることができない**。（戸建てや分譲マンションの場合には、物件所有者である消費者（マンションの場合は管理組合）の意思により事業者の切替えが可能。）
- 加えて、消費者における集合住宅の賃貸借契約とLPガス供給契約が別個に締結されるため、賃貸借契約締結時に、オーナー等やLPガス販売事業者からLPガス料金の説明や料金等を記載した書面の交付を行うよう義務付けることは困難。
- 集合住宅に入居する消費者からの苦情は少なくない。苦情の背景には、オーナー等との合意で**ガス消費機器やエアコン等の付随設備の設置費用をLPガス販売事業者が負担し、LPガス販売事業者がガス料金で転嫁・回収しているためガス料金が高く設定されているケースがある**という事情も存在。

【消費者から寄せられている苦情の事例】

事例1: 自社物件を賃貸している不動産業者の新築木造2階建ての賃貸アパートに入居した。テレビや洗濯機、電気エアコンが付属していることを売りにしている。プロパンガス会社からの請求が高額だと思ったので、ガス会社に問い合わせたところ、ガス会社が家主に対し各部屋に配管工事、給湯器、エアコンを無償で設置し、その料金をガス代金に転嫁していることが分かった。不動産仲介業者から入居する際にプロパンガスだとの説明は受けたが、費用詳細の説明は受けていない。

事例2: 先月新築の賃貸アパートに入居した。LPガス業者がどこで料金はいくらとなるのか、契約時に、仲介不動産業者に尋ねたが、「わからない。ガス開栓時に業者に聞いて下さい」と言われ、教えてくれなかった。入居後、ガス料金が以前のアパートでのLPガス料金の2倍以上もすると分かった。ガス業者に値段交渉したが、私の部屋だけ料金を安くすることはできないと言われた。契約時に不動産業者から、LPガス料金のことを教えてもらっていればこの物件を選ばなかった。

(参考) 賃貸型集合住宅における一般的なLPガス供給の流れ

